

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	和歌山県	執行機関名 和歌山県知事
3. 市区町村名		
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2)	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiryojimu/main.html	
1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高等学校等を退学し、再び高等学校等に相当する支援金に相当する事務(以下「学び直し支援金支給事務」という。)であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1項事項(2)高等学校等を退学し、再び高等学校等に相当する就学支援金に相当する事務(以下「学び直し支援金支給事務」という。)であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	和歌山県高等学校等学び直し支援金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一條 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 この法律は、高等学校等で学ぶ者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号、以下「法」といふ。)に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金等」といふ。)の支給期間である36ヶ月(定期割又は通学割にあっては48ヶ月)の経過後も、当該支給金等に係る予算の執行の適正化に当する額をいい、下学び直し支援金(以下「学び直し支援金」といふ。)を支給するものとし、その交付に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に当する法律(昭和30年法律第179号、補助金等に係る予算の執行の適正化に当する法律(昭和30年法律第255号)、高等学校等就学支援事業費補助金及び直し支援金(以下「直し支援金」といふ。)の支給に係る予算の執行の適正化に当する法律(平成26年4月1日付第25文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直し支援金)について(平成26年4月1日付第25文部科学大臣第1455号通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		和歌山県高等学校等学び直し支援金交付要綱